

令和3年度 NPO 関連予算の特徴		まちづくりの推進、観光の振興、中山間地域の振興等に関する事業を中心に引き続き計上。										
連番	事業名	新・継 区分	施策・事業概要	3年度 予算額	2年度予算額 [うち3年度使 用見込残額]	補助率 上限額	実地主体	公募 スケジュール	申請方法	照会窓口	2年度 NPO への 実績	備考
1	「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業	継続	人口減少・少子高齢化が進む中山間地域などにおいて、生活圏の維持・再生を図るため、子育て、買い物、防災機能など複数の生活サービス機能を集約した「小さな拠点」の形成を支援。 また、感染リスクの低減につながる、テレワーク等の新しい働き方に対応した施設や、「3密」回避に資する設備等の整備について支援。	(44の内数)	(62の内数)	【市町村が行う事業】 1/2 以内 [直接補助] 【NPO 法人等が行う事業】 1/3 以内 [間接補助]	市町村、NPO 法人等	令和3年1月8日～2月5日の期間で公募	地方公共団体を通じて申請	国土政策局 地方振興課 03-5253-8111 (内線 29542)	なし	No. 1
2	都市再開発支援事業	継続	地区再生計画作成費、コーディネート業務に要する費用及びまちづくり NPO 等が行う街区整備計画案作成費等に対して補助を行う。	※1	※1	1/3 等 [間接補助] (上限額 総事業費 50,000 千円)	地方公共団体、再開発準備組織、まちづくり NPO 等	交付先の各地方公共団体において決定	交付先の各地方公共団体において決定	都市局 市街地整備課 03-5253-8111 (内線：32745)	※3	No. 2
3	都市再生整備計画事業	継続	市町村等が行う地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを総合的に支援し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的とする事業。	※1	※1	補助基本額を2/3とし交付率40%等 [間接補助] (上限額 建築物整備費21億円/1箇所等)	市町村、NPO 等	交付先の各市町村において決定	交付先の各市町村において決定	都市局 市街地整備課 03-5253-8111 (内線 32763)	※3	No. 3
4	都市防災総合推進事業	継続	密集市街地や津波発生時に大規模な災害が想定される等の防災上危険な市街地における都市の防災性向上や住民の防災に対する意識向上を図ることを目的に、地方公共団体が策定する事業計画に基づいた都市防災に関する事業を民間事業者等(NPOを含む)が実施する際に、地方公共団体が行う補助の一部を支援する。	※1	※1	2/3, 1/2, 1/3 以内 [間接補助]	地方公共団体等(NPOを含む)	交付先の各地方公共団体において決定	交付先の各地方公共団体において決定	都市局 都市安全課 03-5253-8111 (内線 32335)	なし	No. 4
5	市民緑地等整備事業	継続	市町村長より緑地保全・緑化推進法人又は都市再生推進法人の指定を受けた NPO 等が、市民緑地契約に係る緑地又は認定を受けた市民緑地設置管理計画に基づく緑地、緑地保全地域等の土地に係る管理協定に基づき行う既存緑地の公開のために必要な施設を整備する際に、地方公共団体が行う補助の一部を支援する。	※1	※1	1/3 以内 [間接補助]	地方公共団体、緑地保全・緑化推進法人、都市再生推進法人	交付先の各地方公共団体において決定	交付先の各地方公共団体において決定	都市局 公園緑地・景観課 03-5253-8420 (内線 32963)	※3	No5

6	都市公園事業	継続	市町村が作成し、国の認定を受けた「歴史的風致維持向上計画」に基づいて実施する都市公園事業について、NPO等の歴史的風致維持向上支援法人が地域活性化の核となる貴重な歴史的資産の保全・活用に資する都市公園の整備を行う際に、地方公共団体が行う補助の一部を支援する。	※1	※1	1/3 以内 [間接補助]	地方公共団体、歴史的風致維持向上支援法人	交付先の各地方公共団体において決定	交付先の各地方公共団体において決定	都市局 公園緑地・景観課 03-5253-8919 (内線 32953)	※3	No. 6
7	都市・地域交通戦略推進事業	継続	徒歩、自転車、自動車、公共交通など多様なモードの連携が図られた、自由通路、地下街、駐車場等の公共的空間などからなる都市の交通システムを明確な政策目的に基づいて、総合的に整備しようとする地方公共団体、NPO等に対して支援を行い、都市交通の円滑化を図るとともに、都市施設整備や土地利用の再編により、都市再生を推進する。	※1	※1	1/3 以内 [間接補助]	地方公共団体、NPO等	交付先の各地方公共団体において決定	交付先の各地方公共団体において決定	都市局 街路交通施設課 03-5253-8111 (内線 32835)	なし	No. 7
8	官民連携まちなか再生推進事業	継続	多様な人材の集積や様々な民間投資を惹きつけ、都市の魅力・国際競争力の向上を図るため、官民の多様な人材が参画するエリアプラットフォーム（NPOを含む場合がある）の構築やまちなかの将来像を明確にした未来ビジョンの策定、将来像を実現するための取り組み等（エリアプラットフォーム活動支援事業）、及び民間まちづくり活動における先進団体が実施する普及啓発の取り組み（普及啓発事業）に支援を行う。	510	500	【エリアプラットフォーム活動支援事業】 ①エリアプラットフォームの構築及び未来ビジョン等の新規策定：定額（上限1千万円）[直接補助] ②未来ビジョン等の改定、シティプロモーション・情報発信、社会実験・データ活用：1/2 [直接補助] ③交流拠点施設整備等：1/3 等 [直接補助] 【普及啓発事業】 定額[直接補助]	【エリアプラットフォーム活動支援事業】 エリアプラットフォーム、地方公共団体（エリアプラットフォームの構築の準備段階の場合のみ） 【普及啓発事業】 都市再生推進法人、民間事業者等	令和2年12月21日～令和3年1月22日 （令和3年度政府予算案分）	【エリアプラットフォーム活動支援事業】 地方公共団体を通じて、地方整備局等に提出 【普及啓発事業】 地方整備局等に提出	都市局 まちづくり推進課 03-5253-8111 (内線 32575、32563)	NPOへの補助：2件	No. 8 R2 年度新規事業 （前回登録名「民間まちづくり活動促進・普及啓発事業に「国際競争力・シティセールス支援事業」を統合・再編し、創設）
9	都市構造再編集中支援事業	継続	「立地適正化計画」に基づき、市町村や民間事業者等が行う一定期間内の都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化の取組等に対し集中的な支援を行い、各都市が持続可能で強靱な都市構造へ再編を図ることを目的とする事業。	(70,000の内数)	(70,000の内数)	補助基本額を2/3とし国費率50%等 [直接補助、間接補助] (上限額 建築物整備費21億円/1箇所 等)	市町村、NPO等	交付先の各地方公共団体において決定	交付先の各地方公共団体において決定	都市局 市街地整備課 03-5253-8111 (内線 32763)	※3	No. 9 R2 年度新規事業 （前回登録名「都市再生整備計画事業」の一部及び「都市機能立地支援事業」を統合）
10	まちなか公共空間等活用支援事業	継続	都市再生推進法人がベンチの設置や植栽等（カフェ等も併せて整備）により交流・滞在空間を充実化する事業に対し、（一財）民間都市開発推進機構が低利貸付により金融支援を行う。	61	57	総事業費の1/2[支援限度額]	都市再生推進法人	—	（一財）民間都市開発推進機構に申請	都市局 まちづくり推進課 03-5253-8111 (内線 32532)	なし	No. 10 R2 年度新規事業

11	グリーンインフラ活用型都市構築支援事業	継続	市町村が作成した「グリーンインフラ活用型都市構築支援事業計画」に基づいて実施する官民連携によるグリーンインフラの取組について、NPO等の民間事業者が実施する民間建築物の緑化等について、その費用の一部を支援する。	245	100	1/2 以内 [直接補助]	民間事業者等	前年度1月ごろに公募開始	グリーンインフラ活用型都市構築支援事業計画を作成した地方公共団体に申請	都市局 公園緑地・景観課 03-5253-8919 (内線 32953)	なし	No. 11 R2 年度新規事業
12	市民農園等整備事業	継続	市町村長より緑地保全・緑化推進法人の指定を受けたNPO等が、都市農地賃借円滑化法等により生産緑地を借りて市民農園を開設するために必要な施設を整備する際に、地方公共団体が行う補助の一部を支援する。	※1	※1	1/3 以内 [間接補助]	地方公共団体、 緑地保全・緑化 推進法人	交付先の各地方公共団体において決定	交付先の各地方公共団体において決定	都市局 公園緑地・景観課 03-5253-8420 (内線 32963)	※3	No. 12 R2 年度新規事業
13	河川協力団体制度	継続	自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行うNPO等を河川協力団体として指定を行い、河川管理者と連携して活動する団体として法律上位置づけることにより、地域の実情に応じ多岐にわたる河川管理の充実を図るもの。自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行うNPO等を河川協力団体として指定を行い、河川管理者と連携して活動する団体として法律上位置づけることにより、地域の実情に応じ多岐にわたる河川管理の充実を図るもの。 また、NPO等が河川協力団体に指定されることで、河川管理者が必要と認める場合には、河川法第99条に基づく委託を受けることも可能となる。	(861,734の内数) ※2	(851,641の内数) ※2	NPOに対して河川法第99条に基づき、河川管理施設の維持や除草等を委託するものであり、委託費用は全額河川管理者が負担する(NPOの活動に対する補助制度ではない)	国、地方公共団体	各河川管理者(国土交通省の各河川事務所や、地方公共団体の河川担当部局)において決定	各河川管理者(国土交通省の各河川事務所や、地方公共団体の河川担当部局)に対して申請書を提出。	水管理・国土保全局河川環境課 (内線 35433) 各河川管理者(国土交通省の各河川事務所や、地方公共団体の河川担当部局)	なし	No. 13
14	都市機能立地支援事業	終了	まちの拠点となるエリアへ医療施設・教育文化施設等の都市機能を導入し、まちの活力の維持・増進、持続可能な都市構造への再構築の実現を図る。 都市機能を整備する民間事業者等(NPOを含む)に対して補助を行う。	-	-	補助基本額を2/3とし補助率1/2等 [直接補助] (上限額 建築物整備費21億円/1箇所等)	民間事業者等 (NPOを含む)		地方公共団体を通じて申請	都市局 市街地整備課 03-5253-8111 (内線 32763) 住宅局 市街地建築課 03-5253-8111 (内線 39655)		
15	マンション管理適正化・再生推進事業	継続	全国のマンションに共通する高齢年化や区分所有者の高齢化等に伴う課題の解決を促進するため、地方公共団体等(NPOを含む)によるマンションの管理適正化・再生推進に向けた先進的な活動や各種制度の普及・周知活動に対して補助を行う。	201	150	10/10 (定額補助) [直接補助] (上限額 1事業主体あたり10,000千円等)	地方公共団体、 マンション管理組合の活動を支援する法人等	令和3年1月26日以降、事業区分ごとに順次公募(一部調整中)	国土交通省HPにて手続きを公表し、市街地建築課マンション政策室にて受付	住宅局 市街地建築課 マンション政策室 03-5253-8111 (内線 39684)	NPOへの補助: 4件	No. 14
16	基本計画等作成等事業	継続	国土交通省は、市街地再開発事業に関連する計画策定等を推進し、市街地再開発事業等の計画的かつ総合的な実施を図る事業に対し補助を行う地方公共団体に対して補助を行う。 地方公共団体は基本計画等作成等事業を行う、市町村協議会等(NPO法人を含む場合がある)に対して補助を行う。	※2	※2	1/3 [間接補助]	地方公共団体、 協議会組織、再 開発準備組織 等	交付先の各地方公共団体において決定	交付先の各地方公共団体において決定	住宅局 市街地建築課 03-5253-8111 (内線 39655)	※3	No. 15

17	住宅市街地総合整備事業	継続	国土交通省は、関係機関・地域住民との調整業務、まちづくり協議会等（NPOを含む場合がある）の運営・活動（勉強会、資料収集等）、協議会が委託するコンサルタント派遣等に要する費用に対し補助を行う地方公共団体等に対して補助を行う。 地方公共団体等は民間事業者等（NPOを含む）が行う上記事業に対して補助を行う。	（54,707の内数） ※2	（50,057の内数） ※2	1/2、1/3等 〔間接補助〕 （上限額 年12,360千円／地区 等）	地方公共団体、都市再生機構、地方住宅供給公社、民間事業者等	交付先の各地方公共団体において決定	交付先の各地方公共団体において決定	住宅局 市街地住宅整備室 03-5253-8111 （内線 39677）	※3	No. 16
18	共生社会実現に向けたセーフティネット機能強化・推進事業（居住支援協議会等活動支援事業等）	継続	居住支援協議会、居住支援法人または地方公共団体等が行う、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居の円滑化に関する活動等に係る事業に対して補助を行う。	（1,080の内数）	（1,050の内数）	10/10 （定額補助） 〔直接補助〕	民間事業者、NPO法人等	【居住支援協議会】 2月から公募開始予定 【居住支援法人】 補助事業者において公募を実施	【居住支援協議会】 国土交通省HPにて手続きを公表し、安心居住推進課にて受付 【居住支援法人】 補助事業者HPにて手続きを公表し受付	住宅局 安心居住推進課 03-5253-8111 （内線 39864）	NPOへの補助 【居住支援協議会】 R2年度：22件 ※構成員としてNPOが入っている団体数 【居住支援法人】 R2年度：70件 いずれも事業中につき、執行額未確定	No. 17 （前回登録名「重層的住宅セーフティネット構築支援事業（居住支援協議会等活動支援事業等）」から名称変更）
19	スマートウェルネス住宅等推進事業	継続	高齢者、障害者、子育て世帯等の多様な世帯が安心して健康に暮らすことができる住環境（スマートウェルネス住宅）を実現するため、サービス付き高齢者向け住宅やセーフティネット登録住宅の整備、先導的な住環境整備及び子育て世帯等のための支援施設等の整備を伴う市街地再開発事業等に対して支援する。	（23,000の内数）	（25,000の内数）	1/10、1/3等 〔直接補助〕	民間事業者、NPO法人等	補助事業者において公募を実施	補助事業者において受付	住宅局 安心居住推進課 03-5253-8111 （内線 39856）	NPOへの補助： R2年度：3件 事業中につき、執行額未確定	No. 18
20	広域周遊観光促進のための観光地域支援事業	継続	訪日外国人旅行者及び日本人国内旅行者の「新たな旅のスタイル」に対応するため、観光地域づくり法人（DMO）が中心となり、地域が一体となって行う、調査・戦略策定、滞在コンテンツの充実、受入環境整備、旅行商品流通環境整備、情報発信といった取組に対して総合的な支援を行う。	（765の内数）	（761の内数）	定額（調査・戦略策定）事業費の1/2（滞在コンテンツの充実、受入環境整備、旅行商品流通環境整備、情報発信） ※継続事業については2年目：2/5、3年目：1/3	登録DMOが定めた事業計画に位置づけられた事業の実施主体（登録DMO、地方公共団体）	対象となり得る登録DMO等に対して12月より募集開始	地方運輸局等を通じて申請	観光庁観光地域振興課 03-5253-8111 （内線 27721）	なし	No. 19

21	日本博を契機とした観光コンテンツの拡充	継続	文化庁を中心とした関係府省庁や地方自治体、文化施設、民間団体等の関係者の総力を結集した大型国家プロジェクトである「日本博」の開催を契機として、各地域が誇る様々な文化観光資源を年間通じて体系的に創成・展開するとともに、国内外への戦略的プロモーションを推進し、インバウンド需要回復や国内観光需要の一層の喚起、「文化芸術立国」の基盤強化、文化による「国家ブランディング」の強化等を図る。 あわせて、地方博物館における国等有する「地域ゆかりの文化資産」を活用した展示等の取組を通じて、各地域の歴史文化の魅力を発信することにより、地方への誘客・消費の拡大を促し、地域活性化の好循環の創出を図る。	(2,600百万円の内数)	(6,550百万円の内数) [2,017百万円の内数]	・主催・共催型プロジェクト(委託事業) ①総合大型プロジェクト:上限2億円 ②分野別大規模プロジェクト(長期):上限8,000万円 ③分野別大規模プロジェクト(短期):上限6,000万円 ・イノベーション型プロジェクト:原則補助対象経費の2分の1以内	地方公共団体、芸術団体、NPO法人等	・主催・共催型プロジェクト: 令和3年1月15日(金)から2月1日(月) ・イノベーション型プロジェクト:調整中	(独)日本芸術文化振興会 において公募	観光庁観光資源課 03-5253-8111 (内線 27882) 文化庁参事官(芸術文化担当)付 03-5253-4111 (内線 4827)	NPOへの補助:1件	No.20
22	野生動物観光促進事業	終了	訪日外国人旅行者の地域の体験滞在の満足度向上のために、野生動物の保全活動を組み込んだツアーコンテンツ等の作成、インバウンド対応の充実、及びそれらツアーのプロモーション活動を支援する。また、これまで非公開であった既存の野生動物保護センターを訪日外国人旅行者にとって魅力的な施設に改修する。	—	50	1/2 (間接補助)	民間事業者、地方公共団体、NPO、観光協会等	—	—	—	2件	令和2年度のみ予算措置
23	国立公園におけるグランピング等促進事業	終了	国立公園における上質な宿泊体験、アクティビティ、食事等を組み合わせたグランピング事業を促進し、高付加価値で多様な宿泊体験の提供に資するとともに、訪日外国人旅行者の地域での体験滞在の満足度を向上させることで、インバウンド拡大による地域経済の持続可能な発展に寄与する事業を支援。	—	103	1/2 (間接補助)	民間事業者、地方公共団体、NPO、観光協会等	—	—	—	1件	令和2年度のみ予算措置
24	国立公園における地場産品等の提供促進事業	終了	日本の国立公園ならではの「食」「お土産」の開発、高付加価値化等を支援し、訪日外国人旅行者の地域での体験滞在の満足度を向上させることで、インバウンド拡大による地域経済の持続可能な発展に寄与する事業を支援	—	101	1/2 (間接補助)	民間事業者、地方公共団体、NPO、観光協会等	—	—	—	—	令和2年度のみ予算措置
25	国立公園等の自然を活用した滞在型観光コンテンツ創出事業	新規	日本の国立公園等は、自然景観だけではなく、その自然の恵みを活かした地域独自の暮らしや文化・歴史も重要な魅力の一つで、外国人利用者に対して提供できるコンテンツの磨き上げや、地域のテーマやストーリーも踏まえた複数のコンテンツを効果的に利用者への提供、また、地域においてはコンテンツを提供できる体制・人材育成・計画作り・環境整備等が必要であり、地方公共団体や民間事業者等に対して支援する。	798	—	1/2 (間接補助)	民間事業者、地方公共団体、NPO、観光協会等	4~5月頃を予定	補助金の執行団体において公募	環境省自然環境局国立公園課 03-5521-8278 国立公園利用推進室 03-5521-8271	—	No.21
予算額合計 (内数事業除く)		—	—	1815	1061	—	—	—	—	—	—	—

3年度使用見込残額 合計 (内数事業除く)			—	[—]							
3年度実質予算額合 計(内数事業除く)			1815	—							

※1 社会資本総合整備事業（令和3年度14,851億円、令和2年度18,015億円）の内数。

※2 この予算の他、都道府県等が実施する社会資本総合整備事業（令和3年度14,851億円、令和2年度18,015億円）の内数での事業実施もある。

※3 地方公共団体等が補助する団体の主体種別、及び発注先等の報告を受けていない。

《記載要領》 [令和3年度NPO関連予算の特徴欄]には、2年度と比べた3年度NPO関連予算全体の特徴等を記載して下さい。

[対象事業] NPOに資する事業(NPOが手挙げ(参入)出来る事業及びNPOのための研修等の事業)とします。これに該当する事業は全て記載し、該当しない事業は記載しないで下さい。なお、2年度で“終了”し3年度は実施しない事業でも、前年度と対比するために、漏れなく記載して下さい。期の途中で新たに予算化された事業も記載して下さい。

[新・継区分欄] 当該事業の区分(“新規”、“継続”、“名称変更”、“統廃合”、“終了”のいずれか一つ)を必ず記載して下さい。なお、“名称変更”、“統廃合”の場合は、旧事業や廃止した事業も同じ行に記載し(予算額は合算)、2年度のどの事業(名称)であったか等を備考欄に付記して下さい。

[予算額欄] 3年度予算額欄には直近の政府案、2年度予算額欄には補正予算(第1~3次)を含んだ額を記載して下さい。うち補正予算等で3年度使用できる見込残額がある場合は、下段に[]括弧で囲みその予算額も表記して下さい。予算計上された年度をベースに記載して下さい。なお、NPOが手挙げ(参入)出来るのは、その予算額全額に対してではなく一部であり、額が事業毎にどうしても区分できない場合は、()括弧で囲み(〇〇の内数)と表記して下さい。

[最後の合計欄] 3年度予算額欄と2年度予算額欄の縦罫を合計した予算額合計を記載して下さい。ただし、内数事業(3・2年度のいずれかが内数事業を含む)の場合は、合計するときのみ3・2年度ともその額を除いて下さい。なお、3年度実質予算額合計欄には、3年度予算額合計+うち3年度使用見込残額合計の合計を記載して下さい。